

陳 述 書

2008年9月1日

千葉地方裁判所民事第2部 御中

成田市天神峰63番地
市東孝雄

裁判も8回目を数えますが、勝手に「不法耕作」だと決めつけて、空港会社が私に畑の明け渡しを要求するこの裁判が、私にはどうしても納得できません。

いったい、どこが不法だと言うのでしょうか！ 無断で土地を売買し、地代を騙し取り、「不法耕作」の言いがかりで土地を取り上げる、——法を犯しているのは誰だ！ と私は叫びたい。

農地を農地として守り続け誠実に地代も納めてきたはずの私が、忙しい農作業の最中に、こうして被告として法廷に来ざるを得ないことに、強い憤りを感じています。

私の賃借地は、「南台41-8」を含む、現に耕作している畑のすべてです。

そもそも「南台41」の土地は、昭和の初めに元の地主の藤崎政治郎（政吉の父）が宮内省から払い下げられたのですが、それ以前の大正期に、私の祖父の市太郎が原野を畑にした土地でした。以後代々、その一部を賃借して耕してきたのです。戦後の農地解放で自作地となるべき畑でしたが、手続きが適正になされず小作地として残されてしまった農地です。

いまの耕作場所は昭和の初めからです。一時、同じ小作の石橋政次の求めによって、石橋との間で場所を一部交換したことがありますが、私のうちが藤崎から借りた耕作場所（契約地）は昔から一貫しています。

他方で、空港会社が主張する「南台41-9」の土地を、うちは一度も耕したことはありません。この場所を耕していたのは石橋でした。石橋の地所と隣り合わせの場所ですから、彼がここを耕すのは理にかなっているのです。この場所はうちが代々耕作してきたところから離れており、ここを借りることなどあるはずもないのです。このことは、畑に立って見れば分かります。うちが借りてもいない土地を契約場所だと、空港会社が今になって、勝手に言い張っているのです。

事実、私がいま耕作している畑を、うちは長い間堂々と耕してきましたが、元の地主の藤崎も空港公団も、場所が間違っているなどとは一言も言ったことがありません。もちろん、私も私の親父も、不法に耕作しているという意識は毛頭なかったし、今もないのです。

私のうちが一度も耕作したことがない、もちろん賃貸契約を結んだのでない土地を私の契約地だと主張し、私が現に耕している正当な契約地の一部を「不法耕作」だと主張して明け渡しを要求するという、まったくもってデタラメな裁判、——これがいま、私が被告席に座るこの裁判なのです。まったく怒りに堪えません。

私は裁判長に言いたい。この裁判は、契約していない土地を契約地だと主張し、本来の契約地を不法耕作だという、間違った主張のもとに提起されたものであり、即刻、却下するよう求めます。

以上